

1 要旨

地域医療の充実を図り、地域枠医師等の主体的なキャリア形成を支援するため、広島県の医療水準向上に資する高度な研修や研究を行う場合の任意期間（返還猶予期間から必要従事期間を除いた期間）について、広島県医師育成奨学金貸付規則（以下、「貸付規則」という）第11条第1項第3号の規定（やむを得ない理由）を適用し、最大3年を延長期間（通常の任意期間と合わせて6年以内）として整理する。

2 経緯・理由

- ・広島県医師育成奨学金を6年間貸与された医師の場合、通常は3年間の任意期間を有する。
- ・現在、大学院進学（4年間）については、3年の任意期間では年数が不足するため、貸付規則第11条第1項第3号の規定を適用し、最大1年の返還猶予期間の延長を認めることで、最大4年間の任意期間となるよう運用している。
- ・一方で、大学院に進学したのち、海外留学等により、さらに高度な研修・研究を希望する場合等においては、既に任意期間を消化していることから、義務年限内に新たな研修・研究を行うことは不可能である。
- ・また、海外留学等の機会は少なく、義務年限終了後に同様の機会を得ることは困難となる場合も考えられる。
- ・さらに、このような機会を逃さず、地域枠の医師等もより高度な能力を身につけることは、本人のキャリア形成に資するものであり、このような経験は大学内や地域の基幹病院で中心的な役割を担うためにも重要である。
- ・以上のことから、猶予期間を延長する特例を設けることが必要と考える。ただし、延長の目的を果たしながら、確実な義務履行を促すため、下記の条件を設定する。

3 具体的な取り扱い内容

区 分	内 容
条 件 (運用)	次の①～⑤に該当する場合で、広島県医療対策協議会で承認を得た者。 ① 広島県の医療水準向上に資する高度研修・研究への参加を希望する者であり、かつ、研修・研究終了後は速やかに義務履行を行う意思のある者であること。 ② 通常の任意期間を研修・研究（大学院進学等）を理由に消化していること。または、この延長期間と併せて通常の任意期間を消化する見込みであること。 ③ 延長開始時点で、知事の指定する中山間地医療機関での勤務あるいは知事指定診療科における重点病院勤務をすでに3年以上行っていること（ただし、知事指定診療科のうち、病理診断科においては、診療科における勤務をすでに3年以上行っていること）。 ④ 任意期間が連続して3年を超えないこと（大学院進学による延長を除く）。また、通常の任意期間と延長による任意期間の間に、2年間以上の指定公的医療機関での勤務を行っていること。 ⑤ 大学病院の診療科（医局）に所属（入局）している場合は、教授からの申し出があること。
延長する 期間	原則3年以内（通常の任意期間と合わせて6年以内となるように設定する） ※ ただし、大学院での学位取得のために任意期間を4年間消化している場合は、延長は2年間までとし、延長した期間を大学院での学位取得のために使用することはできない。

4 運用イメージ

卒後年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
適用例 ①	臨床研修		県内（指定）		大学院進学 (任意期間3年+延長1年)			中山間地域			海外留学等		中山間	県内（指定）	
適用例 ②	臨床研修		中山間地域			県内 (指定)	大学院進学			県内（指定）		海外留学等		中山間	
一般	臨床研修		中山間地域		その他県内			中山間地域		県内（指定）					

【参考１】他県状況（令和７年時点）

	所定の 任意期間	海外留学 可能期間	備 考
広島県	３年	３年	・任意期間内での海外留学は可能
山口県	５年	５年	・大学院進学は、育休と同様に除外期間となるため、任意期間を消化しない。
鳥取県	３年	３年	・大学院進学及び海外留学等で任意期間を超える場合は、特例として個別に判断を行う。
岡山県	－	２年	・期間の延長は認めない。 ・大学院への進学も地域の病院で勤務しながらの通学する場合のみを認めている。
島根県	３年	３年	・任意期間の延長は、指定医療機関の長の指示による県外研修等に参加可

【参考２】関係規則

○貸付規則第 11 条

知事は、奨学生が、次条第一項第一号から第三号まで又は同条第三項各号の規定による奨学金等の返還の免除を受けるため、県内の公的医療機関等において従事する医師としての業務に従事する計画を有するとともに、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、奨学金等の返還を猶予するものとする。

○貸付規則第 11 条第 1 項第 3 号

次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすことができない場合であつて、県内公的医療機関等の医師業務に従事していないこと又は所定労働時間（在職する県内公的医療機関等の就業規則その他これに準じるもので定める常時勤務する医師の労働時間をいう。以下同じ。）よりも労働時間を短縮した勤務の形態（次条第五項において「短時間勤務等の勤務形態」という。）により所定労働時間よりも短い労働時間で県内公的医療機関等の医師業務に従事したことについて、出産、育児又は家族の介護その他やむを得ない理由があると知事が認めるとき。 知事が指定する期間